

平成30年度「(仮称)しまねのネタ本」等 企画制作業務 提案競技実施要領

平成30年7月4日
島根県広報室

1. 目的

平成29年度に実施した「しまねの魅力」に関する高校生等アンケート、大学生等アンケート結果を踏まえ、島根県内の高校・特別支援学校・大学等を卒業する学生（以下「高校生等」という。）が、進学・就職後、例えば新入生歓迎コンパなどで、ふるさとしまねの歴史や文化、観光、くらしやすさなどといった魅力を愛着をもって語るができるよう、「(仮称)しまねのネタ本」等を制作する。

「(仮称)しまねのネタ本」を高校生等に配布することで、県外に転出した後も、ふるさとしまねを愛し、誇りに思う機運を醸成し、将来のUターンへの意識付けにつなげる。

平成30年度の「(仮称)しまねのネタ本」等企画制作にあたっては、この要領により提案競技を実施し、企画制作業務の委託候補者を選定する。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名	「(仮称)しまねのネタ本」等企画制作業務
(2) 委託期間	契約締結日から平成31年3月31日まで
(3) 業務の内容	「(仮称)しまねのネタ本」(高校生等に配布)、「(仮称)しまねのネタ集」を企画制作する。 ※詳細は、別紙「(仮称)しまねのネタ本」等企画制作業務委託仕様書のとおり
(4) 委託料上限額	8,926千円(消費税及び地方消費税を含む)

3. 応募資格

- (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）若しくは単独の法人であること。
- (2) 単独の法人である場合は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。コンソーシアムでの参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。
- (3) 県の担当窓口となる者を指定し、県内に常駐する体制が整っていること。
- (4) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次各号を満たすこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること
 - ② 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ③ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- ④ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- ⑤ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- ⑥ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事業所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- ⑦ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、又はコンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- ⑨ 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ⑩ プロポーザルを企画したスタッフが、受託決定後も原則として企画・制作にあたること。
- ⑪ 県内の地域事情に詳しく、常に連絡が取れ、必要な都度面談できるスタッフを配置できること。
- ⑫ 業務内容についての守秘義務を遵守できること。
- ⑬ その他、広報部からの指示に柔軟に対応できること。

4. 業務に関するスケジュール等

業務の委託に当たり、企画提案参加者から事前に企画提案参加表明書を徴取して、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(1) 募集期間	平成30年7月4日（水）～7月25日（水）正午 ※企画提案説明書は、島根県広報部広報室のホームページで閲覧、ダウンロードできるほか、下記の提出先及び問い合わせ先で配布する。
(2) 説明会	日時：平成30年7月12日（木）10時00分～ 会場：島根県職員会館 教養室4（松江市内中原町52） ※説明会参加希望者（企画提案参加表明書の必須要件ではない）は、企画提案募集説明会参加申込書（様式4）を、平成30年7月10日（火）17時までに、島根県広報部広報室に持参又はFAXにより1部提出すること。
(3) 企画提案の参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案参加表明書（様式1）を平成30年7月18日（水）17時までに、島根県広報部広報室に持参又は郵送により1部提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、9時から17時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は、郵便書留による必着に限る。
(4) 参加資格通知予定日	企画提案参加表明書（様式1）を受理後、速やかに通知する。
(5) 質疑の受付期間	質疑がある場合は、必ず企画提案質問書（様式3）にて

	平成30年7月13日（金）正午までに、島根県広報部広報室に持参又はFAXにより提出すること。
(6) 質疑の回答方法	企画提案募集説明会参加者及び企画提案の参加資格があると通知した者に対して、各参加者の質疑をとりまとめてすべて同じものを回答する。なお、回答は企画提案募集説明会参加申込書（様式第4）及び企画提案参加表明書（様式第1）に記載された連絡担当者に対して、FAXにより送信するので必ずFAX番号を記載すること。 なお、FAX番号の誤記載及び各社内で受信したものの伝達の不備等により生じた不利益については関知しないので注意すること。
(7) 質疑の回答予定日	平成30年7月17日（火）
(8) 企画提案書提出期限	平成30年7月25日（水）正午まで ※過去に制作した類似の冊子媒体がある場合は、1部提出すること。 ※また、制作にあたった者の名簿を合わせて提出すること。
(9) 提案者プレゼンテーション及び審査予定日	平成30年7月31日（火） ※プレゼンテーションの時間及び場所については、企画提案の参加資格があると通知した者に別途通知する。
(10) 提案者プレゼンテーションの方法	提案者ごとに、企画提案書による説明の後に、審査委員からの質問時間を設定する。
(11) 委託予定事業者の決定	平成30年8月上旬
<p>○提出先及び問い合わせ先 島根県広報部広報室広報戦略スタッフ 担当：俵、高取 〒690-8501 松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎3階） TEL：0852-22-5757、6289 FAX：0852-22-6025</p>	

5. 企画提案書の作成、提出方法等

(1) 作成方法	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書（様式2）により作成する。 ・用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。（図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。） ・企画提案書提出にあたっては、県から一時的に貸与された「しまねSuper 大使吉田くん」のイラストデータを使用して、「（仮称）しまねのネタ本」表紙及びメインページのレイアウトイメージを作成すること。
----------	--

(2) 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・計8部（正本1部、コピー7部）提出すること。 ・平成30年7月25日（水）正午までに、島根県広報部広報室に持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時（土・日・祝日は除く。）までとし、郵送の場合は郵便書留による必着に限る。
(3) その他の書類	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書を1部提出すること。 ・「しまねSuper 大使吉田くん」データの使用に係る誓約書（様式5）を提出すること。
(4) 企画提案等に係る留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②企画提案作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの ⑤虚偽の内容が記載されているもの ・企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり20,000円（消費税等含む）を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格のないとしたものに対しては支給しない。企画提案にかかる経費は、受託者が決定した後、参加表明書に記載された銀行口座へ振り込む。 ・提出期限以降における企画案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。 ・企画提案の採否は、文書で通知する。 ・採用した提案は、県により内容の一部を変更することがある。 ・本要領に基づき提出された書類は返還しない。

6. 審査方法等

(1) 審査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・審査会において、次項の評価基準に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の委託候補者として選定する。 ・企画提案が多数の場合は、書面による一次審査を行うことがある。 ・審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は受託者を選定しないことがある。
(2) 審査内容	<p>(ア) 企画意図及び構成 高校生等のしまねへの誇りや愛着心を醸成し、し</p>

	<p>まねの魅力を語ってもらうという目的を達成するための意図が伝わる内容であるか。</p> <p>(イ) 「(仮称) しまねのネタ本」等構成魅力的な構成と認められるか。</p> <p>(ウ) 「(仮称) しまねのネタ本」表紙及びメインページのレイアウトイメージ等 高校生等の目線や視点を取り入れ、わかりやすい内容になっているか。思わず手に取ってみたいくなる、自らしまねの魅力を語ってみたいくなるよう、共感が得られる工夫がされているか。 また、魅力的かつキャッチーなインパクトを与えるデザインになっているか。</p> <p>(エ) 話題性・発信性 見た人に、しまねへの興味・関心を高める内容であるか。口コミやSNSによる情報の拡散を促す内容であるか。</p> <p>(オ) 独創性 構成や演出等に新規性・独自性があるか。</p> <p>(カ) 著作権、肖像権等への対応 著作権、肖像権等知的財産権の問題はクリアできるか。</p> <p>(キ) 業務処理体制 業務を円滑に実施できる体制となっているか。 カメラマン、ライター等が、業務目的の遂行に資する選定となっているか。</p> <p>(ク) スケジュール 無理のないスケジュールとなっているか。</p> <p>(ケ) 類似業務の実績 実効性が高いと判断できるか。</p> <p>(コ) その他 工夫やインセンティブが十分にあるか</p> <p>(サ) 見積価格 費用対効果の観点から適正な見積額となっているか(予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか)。</p>
(3) 応募者への採否通知	平成30年8月上旬に、提案者全員に通知する。

7. 契約内容等

(1) 委託期間	契約締結日～平成31年3月31日まで
(2) 委託料上限額	8,926千円(消費税及び地方消費税を含む) 上記委託料には、企画提案に基づく委託業務の全てが含

	<p>まれるとともに、県との打ち合わせに要する費用を含む。</p> <p>※財源に「地方創生推進交付金」を充当するので、契約執行や諸帳簿等の保管に当たって留意すること。</p>
(3) 契約方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・委託候補者と委託内容、委託料について協議のうえ、委託契約を締結する。 ・契約締結に当たっては契約書を作成するものとする。 ・基本的に採択された企画内容により契約を締結するが、県が委託候補者と協議し、企画内容を変更する場合がある。
(4) 委託料の支払	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として精算払いとする。 ただし、契約に基づき概算払することができる。
(5) 一括下請け及び再委託の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
(6) 契約保証金	<ul style="list-style-type: none"> ・契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金またはこれに代える担保を納付すること。なお、契約保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）を適用する。
(7) 著作権等	<p>(ア) 本業務により生じた著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、県に譲渡するものとする。</p> <p>受託者は、著作者人格権を行使しないものとする。</p> <p>(イ) 本業務における制作物や受託者による撮影写真等は、県及び県が指定する者が運営するウェブサイト及び紙媒体等において二次使用が可能とする。</p>
(8) 個人情報の保護	<p>本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）を遵守すること。</p>
(9) 契約書及び業務仕様書	<p>別途作成・提示する。</p>